

ふれあい緑地ビジターセンター設置要綱

(設置)

第1条 ふれあい緑地で行われる事業を効果的に実施するとともに、ふれあい緑地の利活用の推進を図るため、ふれあい緑地ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ビジターセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあい緑地ビジターセンター
- (2) 位置 豊中市服部西町5丁目11番1号

(事業)

第3条 ビジターセンターで行う事業は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 市や地域団体等が行う環境学習事業
- (2) 市がふれあい緑地内で行う事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(開所時間及び休所日)

第4条 ビジターセンターの開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

別表第1

施設の名称	開所時間	休所日
ふれあい緑地ビジターセンター	4月1日から9月30日 午前9時から午後6時まで 10月1日から翌年3月31日 午前9時から午後5時まで	水曜日 12月27日から 翌年1月5日まで

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。